

2018年5月31日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

ここ数年、インバウンド（海外からの観光客）が顕著な伸びを示し、観光立国の実現が現実味を帯びてきた我が国ですが、その源流は、2003年の「観光立国行動計画」まで遡ります。

当該計画では、「一地方一観光」というテーマが掲げられ、地域の魅力あるコンテンツの創出、活用、発信の推進が政策のひとつとして挙げられています。その具体的施策として、

- ・コンテンツ産業振興（経済産業省）
- ・日本映画の制作・上映支援（文部科学省）
- ・フィルムコミッションの活動支援（国土交通省）
- ・メディア招聘（外務省・国土交通省）
- ・ロケの誘致（文部科学省・国土交通省）

等が各省庁において所管されています。

また、「コンテンツ」は2004年に経済産業省が公表した「新産業創造戦略」の中でも、先端的な新産業分野のひとつとして位置づけられ、「地域再生の産業分野」としても重視されています。その継続的な取り組みの成果もあってか、上述のインバウンドのみならず、国内需要においても、「聖地巡礼」といったムーブメントに象徴されるようなコト消費行動が、益々活発になってきたように見受けられます。

本稿では、知的財産である「コンテンツ」と、地方活性化対策の関係について、留意点と共にいくつかのポイントについてお示ししたいと思います。

## 2. コンテンツと著作権

ここで「コンテンツ」とは、映画・テレビドラマ、小説、漫画、ゲーム等の媒体を指します。

一口にコンテンツといっても、以下に例示するような著作物として分類することができます。

- ・映画の著作物（映画・テレビドラマ・アニメ・ゲームの一部など）
- ・美術の著作物（絵画・ぬいぐるみ（着ぐるみ）・漫画など）
- ・言語の著作物（小説・脚本・歌詞など）

- ・音楽の著作物（テーマソング・BGMなど）
- ・写真の著作物（写真・ブロマイドなど）

これらの著作物に関する権利は、一般的に「著作権」と一括りに言われることが多いものの、実は、「複製権」や「上映権」、「公衆送信権」などいくつかの利用形態に応じた、いわゆる支分権の束として規定されています。この支分権は、当事者間の合意によって、一つの著作物に対して、複数の者に異なる権利が帰属することを認めています。

また、映画の著作物（以下、「映画」という。）には、脚本や原作（小説や漫画など）が存在しますので、それら「原著作物」の著作権者は、「二次的著作物」である映画に対しても、一定の権利を有することとなります。さらには、映画の中で流れる音楽も、その音楽の著作権者が、当該音楽部分における権利を重疊的に有することとなります。

地方において交流人口を増やすことは、地域外からの「外貨」を獲得する直截な手段であり、経済波及効果の規模としても相応の成果を得ることが期待されます。著作権との関係では、以下の2つのパターンが考えられます。

#### （1）「コンテンツツーリズム」の活用

コンテンツを活用して交流人口の増加を意図した観光事業は、「コンテンツツーリズム」と称されており、映画・ドラマのロケ地や漫画・アニメの聖地と呼ばれる場所への観光を指します。

「コンテンツツーリズム」を推進するにあたっては、「コンテンツ」の利用に関する事前の権利調整と持続的な利用ルールの確立が重要となってきます。

#### ●権利調整・利用ルール確立に関する留意点の例

- ・関係するコンテンツにおいて、①何が（どの部分が）、②誰の、③何の権利に該当するかを特定し、正当な権利者（著作権者・著作者）と交渉を行う。
- ・法人と交渉する場合は、創作者個人が著作者となるのか、職務著作の規定により当該法人が著作者となるのか注意が必要。
- ・映画の著作物については、著作者（監督等）と著作権者（映画製作者）が異なる場合がある。
- ・二次的著作物である場合、当該二次的著作物だけでなく、原著作物の著作権者・著作者との関係でも交渉が必要となり得る。
- ・地域サイドと著作権者との間でのタイアップの在り方、ビジネスの在り方の擦り合わせをしっかりと行う。
- ・著作権者（あるいは著作者）の姿勢が方向性に大きな影響を与えることを自覚しておく。
- ・事後の水かけ論など防止のため、出来るだけ契約書（少なくとも覚書）を交わす。

## (2) いわゆる「ゆるキャラ」によるご当地キャラクターの活用

「ひこにゃん」や「くまモン」等のキャラクターが地域の宣伝に大きな役割を果たしていることは周知のことと思います。「コンテンツツーリズム」の場合と異なり、コンテンツに関する権利者と、そのコンテンツを活用する地域の主体を一致させるのが通常であり、下記のような留意点があります。

### ①公募等により、事前の著作権移転の取決めを条件としている場合

- ・著作権移転が期限付きなのか、無期限なのかを明確にしておく。
- ・著作権と異なり、一身専属である著作者人格権の不行使条項を入れておく。
- ・翻訳権、翻案権および二次的著作物に関する原著作者の権利について、移転の目的として「特掲」する。

### ②ライセンスにより他者利用させる場合

- ・著作物の使用を認める地域や使用方法を明確にする。
- ・ライセンスの独占性の有無、サブライセンスの可否についても明記する。
- ・必要性に応じて、著作物利用の際に、事前許諾（クリエイティブコントロール）に関する規定を設ける。

コンテンツ事業を生業とする方たちであっても、これら著作権に関する権利知識が広く熟知されているとは限らない中で、普段コンテンツビジネスとは縁が深くない、地域の主体側の方たちにとっては、当該権利内容を整理、理解、対応することは容易でないと考えます。

例えば以下のケースを著作権者に無断で行った場合、著作権法違反に該当することとなり得ます。今までのご自身の慣行、感覚と比較して、意外に思われる方もいることと思います。

- ・正規購入した映画DVDの一部分を、地域の宣伝のため、無償で放映・上映した。
- ・アニメの一場面を精緻にスケッチして、観光パンフレットに大きく用いた。
- ・ドラマ中の主題歌メロディを自治体の広域スピーカーで流すために録音した。
- ・アニメ主人公を、パロディ形態によって店頭広告に用いた。

一方で、以下のようなケースにおいては、「権利制限規定」によって、著作権の権利行使を受けないとされています。

- ・正規購入の写真集を劣化させないため、専ら自らの鑑賞目的のために複写した。
- ・映画ゆかりの地であることを報道するため、適切な範囲（※）で画像を引用した。
- ・映画で演じられた舞踊を、自治体イベントで非営利、無償、無報酬で上演した。

※適切な範囲とは、①主従関係②明瞭区別性③必然性の要件が満たされる事と判示されている。

**【主な権利制限規定】** ※それぞれに満たすべき要件あり。

- ・私的使用のための複製（法 30 条）
- ・技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（法 30 条の 4）
- ・引用（法 32 条）
- ・営利を目的としない上演等（法 38 条）

上記のとおり、コンテンツを利用した地域活性化を企図する場合、留意すべき要素は多岐にわたります。

すなわち、各コンテンツにおける著作権は、独立性の強い支分権によって構成されており、その支分権に対しては、その目的や性格に起因する理由や公益的な目的から広範な制限（自由利用）が規定されています。このように、支分権の内容とともに、これに対する制限の範囲及び要件を正確に理解することが、実務上、極めて重要です。

たとえ、悪気のない地域愛から生じた行動であったとしても、違法な行為を行ってしまったことにより、コンテンツホルダー・地域・ファン層によるバランスのとれた関係が崩れ、継続的なコンテンツの活用の続行が困難になるケースも生じ得ます。

従って、コンテンツの活用を円滑に成功へ導くためには、コンテンツの利用に関しては知的財産権の専門家の意見を聞きながら、慎重かつスピーディに当事者間に対応することが望まれます。

### 3. コンテンツにおける商標権

コンテンツ自体は各種の著作物として、上記の著作権等による保護が規定されていますが、著作権は創作主義（創作と同時に権利が発生する）であるため、第三者には権利の所在が不明確となり、権利侵害の抑止効果が発揮しにくい場合も生じ得ます。

そのため、公示性の高い商標登録をもって、登場する主要なキャラクター（外観）や特別デザインされた乗物などを補強して保護しようという策を講じることがあります。

また、コンテンツ名や登場するキャラクター名等は著作物には該当しませんので、商標登録をすることにより、商標権による保護が可能となります。

「朝の連続ドラマ」や「大河ドラマ」によって、コンテンツツーリズムに大きな存在感を有するNHKですが、近年の「朝の連続ドラマ」については例えば、以下の歴代タイトルが商標登録または商標登録出願中とされています。

- ・ マッサン（商標登録第 5723536 号）
- ・ 連続テレビ小説まれ（商標登録第 5699290 号）※

- ・あさが来た（商標登録第 5765327 号）
- ・とと姉ちゃん（商標登録第 5810500 号）
- ・べっぴんさん（商標登録第 5867965 号）
- ・ひよっこ（商標登録第 5913837 号）
- ・わろてんか（商標登録第 5933861 号）
- ・半分、青い。（商標登録第 5965864 号）
- ・まんぷく（商願 2017-147916 号）
- ・夏空（商願 2017-151048 号）

※「まれ」のみでは先行登録商標との関係で登録が困難であると判断したと推察  
 現在放映中（2018/4/2～）の「半分、青い。」については、放映開始の一年以上前である  
 2017/2/17に出願し、約半年後の 2017/7/21 に登録されております。

一方で、国民的ブームを巻き起こした映画「君の名は。」は 2016/8/26 公開にも関わらず、  
 商標登録出願は約 1 年後の 2017/6/27 となっています。幸い 2018/3/2 に登録査定となっ  
 ているものの、先願主義の原則にあつては、危ない綱渡りだったと言えるかもしれません。

ゆるキャラについても、例えば、先述の「ひこにゃん」、「くまモン」は、文字商標と併  
 せて図形商標としても登録されています。

【商標】  
 【称呼】  
 【出願番号】 2010-099564 (2010.12.22) 【先願権発生日】 2010.12.22  
 【公告番号】 ( ) 【防護番号】 【存続期間満了日】 2021.05.13  
 【登録番号】 5411684 (2011.05.13) 【分割番号】  
 【公報発行日】 2011.06.14 【分納識別】 無 【分納満了日】  
 【更新申請日】 【更新登録日】 【更新出願番号】  
 【法区分】 国際分類第 9 版 【書換登録日】 【書換申請番号】  
 【拒絶査定発送日】 【出願種別】 通常  
 【最終処分日】 【最終処分】  
 【商標タイプ】

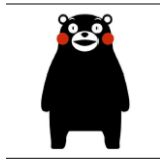
[1/1]



【付加情報】 色彩有, 図形有  
 【商標の詳細な説明】  
 【権利者】 彦根市  
 【住所】 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号  
 【統合区分】 09 14 16 25 28 29 30 31 32

【商標】  
 【称呼】  
 【出願番号】 2012-023715 (2012.03.28) 【先願権発生日】 2012.03.28  
 【公告番号】 ( ) 【防護番号】 【存続期間満了日】 2022.11.30  
 【登録番号】 5540074 (2012.11.30) 【分割番号】  
 【公報発行日】 2013.01.08 【分納識別】 無 【分納満了日】  
 【更新申請日】 【更新登録日】 【更新出願番号】  
 【法区分】 国際分類第 10 版 【書換登録日】 【書換申請番号】  
 【拒絶査定発送日】 【出願種別】 通常  
 【最終処分日】 【最終処分】  
 【商標タイプ】

[1/1]



【付加情報】 色彩有, 図形有  
 【商標の詳細な説明】  
 【権利者】 熊本県  
 【住所】 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 【統合区分】 03 04 05 09 11 12 14 18 20 21 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 35 36 39 41  
 42 43 44 45

また、ゆるキャラの形状は、立体的に商標登録（立体商標）することも可能です。

【商標】 RAKUTEN \$ EAGLES \ 2 \ ∞ 2  
 【称呼】 ラクテンイーグルス, ラクテンイーグルス, ラクテンイーグルス  
 【出願番号】 2004-118768 (2004.12.28) 【先願権発生日】 2004.12.28  
 【公告番号】 ( ) 【防護番号】 【存続期間満了日】 2017.03.16  
 【登録番号】 5033791 (2007.03.16) 【分割番号】  
 【公報発行日】 2007.04.17 【分納識別】 無 【分納満了日】  
 【更新申請日】 【更新登録日】 【更新出願番号】  
 【法区分】 国際分類第 8 版 【書換登録日】 【書換申請番号】  
 【拒絶査定発送日】 【出願種別】 通常  
 【最終処分日】 2017.03.16 【最終処分】 登録後の本権利抹消 (存続期間満了)  
 【商標タイプ】 立体商標

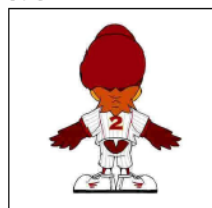
[1/3]



[2/3]



[3/3]



【付加情報】 色彩有, 図形有  
 【商標の詳細な説明】  
 【権利者】 楽天株式会社  
 【住所】 東京都世田谷区  
 【統合区分】 09 14 16 18 20 21 24 25 26 28 29 30 32 33 34 35 36 38 41 43

#### 4. コンテンツと不正競争防止法・意匠権

コンテンツ保護においては、上記で紹介した著作権と商標権による知的財産権の活用が中心になると考えますが、不正競争防止法や意匠法による保護の可能性もあり得ます。

##### ■不正競争防止法（第2条第1項第1～2号）

コンテンツの一部について、権利主体者の商品等表示として周知著名になっている場合は、裁判所への提訴で仮処分決定や勝訴判決を得ることにより、権利行使が可能になり得ます。

##### ■意匠法

コンテンツに関連するグッズを商品化して販売等行う場合、意匠登録出願を行い、新規性や創作非容易性等の要件をクリアすることで、当該物品と同一／類似の形態の商品を意匠権によって保護することが、可能となります。

#### 5. 地域活性化に資する、コンテンツ事業に関わる皆様を応援します

クールジャパンというキャッチフレーズに象徴されるコンテンツ産業は、モノ⇒コト消費へ成熟した社会において、益々その存在感を高めることでしょう。

地域活性化の観点からは、コンテンツホルダー・地域・ファン層が互いに絶妙な信頼関係を築けることが、成功の可否に大きく影響を及ぼすものと考えます。

また、インバウンド需要などを見込んだ海外知財戦略についても、検討の必要な場面が生じることもあります。

当事務所は、『大規模・国際・総合・知的財産事務所』の強みを活かして、様々な角度から皆様の知財活動を全力でサポートさせていただきます。

どうぞお気軽に何なりとお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

法務部

弁理士 武田 憲学 (大阪本部在籍)

弁理士 池田 抄太郎 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : [iplaw-ky@harakenzo.com](mailto:iplaw-ky@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊社総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊社法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

以 上